

Ⅲ 体制づくりに重視すべき内容の検討（現状と課題の把握）

研究一年次の平成 25 年度は、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関して重視すべき取組内容について検討するため、インクルーシブ教育システムに関する国内外の文献や研究のレビューを行うとともに、文部科学省のモデル事業を行う学校や地域、特別支援教育に関して特色のある取組を行っている学校や地域に実地調査を行った。

以下の 3 つの学校・地域への実地調査及びモデル事業報告書から、地域における体制づくりの現状と課題を把握し、重視すべき取組内容について検討した。

<調査 1 >

- ・早期支援体制と特別支援学校のセンター的機能の取組による体制づくりの現状と課題
平成 25 年度早期からの教育相談・支援体制構築事業実施地域及び、
平成 25 年特別支援学校機能強化モデル事業実施地域への実地調査

<調査 2 >

- ・モデルスクールの実践から合理的配慮と基礎的環境整備に関する現状と課題
平成 25 年度文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業
「モデルスクール」への合理的配慮等に関する実地調査

<調査 3 >

- ・スクールクラスターを活用した合理的配慮の提供の取組の現状と課題
平成 25 年度文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業
モデル地域「スクールクラスター」に関する実地調査

1. 平成 25 年度早期からの教育相談・支援体制構築事業実施地域及び、 平成 25 年特別支援学校機能強化モデル事業実施地域への実地調査

(1) 目的

早期からの教育相談・支援体制構築事業は、障害者基本法の改正を踏まえ、障害のある子ども及びその保護者に対し、各市町村が早期から情報の提供や相談会の実施等に取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築するとともに、各都道府県が市町村の取組や体制の構築を総合的に支援する事業である。

特別支援学校機能強化モデル事業は、特別支援学校が、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充する、また、センター的機能を効果的に発揮するため特別支援学校ネットワークを構築するため、外部人材の配置・活用、特別支援学校全体としての専門性の確保、各特別支援学校の地域における役割分担など特別支援学校のセンター的機能を一層強化する事業である。

早期からの教育相談・支援体制構築事業実施地域への調査では、早期からの相談・支援体制の整備、就学相談、就学先決定の仕組み、それらを管轄する行政組織の運営の在り方等について、また、特別支援学校機能強化モデル事業地域への調査からは、地域資源の活用、多様な学びの場、交流及び共同学習の在り方等について、学校・地域におけるその現状と課題を把握することを目的とした。

(2) 方法

- ・調査地域 平成 25 年度当該事業を実施している学校及び地域の中から実施計画書
の内容及びこれまでの学校・地域の取組状況により選択した 11 地域
＜早期からの教育相談・支援体制構築事業実施 5 地域＞
福島県伊達市 千葉県南房総市 三重県鈴鹿市
島根県安来市 福岡県芦屋町
- ＜特別支援学校機能強化モデル事業実施 6 地域＞
青森県弘前市（青森県立弘前第二養護学校）
宮城県石巻市（宮城県立石巻支援学校）
千葉県船橋市（千葉県立船橋特別支援学校）
三重県いなべ市（三重県立特別支援学校北勢きらら学園）
山口県下関市（山口県立下関南総合支援学校）
徳島県吉野川市（徳島県立鴨島支援学校）
- ・調査対象 教育相談・支援体制構築事業実施地域については、市町村教育委員会の
事業担当者、特別支援学校機能強化モデル事業実施地域については、市
町村教育委員会の事業担当者及び、特別支援学校の事業担当者
- ・調査方法 質問紙による聞き取り調査（研究員 2 名 1 組で担当）
- ・調査時期 平成 25 年 9 月～10 月
- ・調査内容 以下の通り

基本情報

人口、出生数

幼稚園・保育所の状況、小学校の状況、中学校の状況、高等学校の状況、
特別支援学校の状況

1. 行政の組織運営に関すること
2. 早期支援体制に関すること
3. 就学相談・就学先決定に関すること
4. 地域資源の活用に関すること
5. 学校組織の充実、校内支援体制に関すること
6. 教育の専門性に関すること
7. 課題と考えていること

(3) 結果と考察

調査地域は、人口規模が1万5千人から62万人まで幅があることから、一括りに体制整備を語ることはできないが、いずれも他の地域の参考になる特色のある取組を行っている。人口規模の小さい市町村ほど顔が見える支援が可能であり、規模が大きくなるほど組織的な取組が重要になる。調査項目ごとに結果の概要をまとめる。

○行政の組織運営に関すること

可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。出生から就学、卒業まで連続した支援を実現するためには、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携が重要となる。

調査地域においては、母子保健担当課と教育委員会等の子ども施策の窓口が一元化した自治体、また、一元化はしていないものの情報共有や引き継ぎ等が円滑に行われるための仕組みを整えている自治体がある。人口規模の小さい自治体ほど、子どもに関する情報の共有化がされやすいため、関係機関が協働する仕組みをつくりやすい。

○早期支援体制に関すること

1歳半健診や3歳児健診などの法定健診において、発達支援にかかわる取組を実施している自治体がある。発達障害等の早期発見を目的としてチェックリストを活用し、保健師による健康相談や訪問指導において適切な指導・助言を行っている。法定健診後のフォローアップでは、親子教室、保護者相談の実施、保健センターから療育センターへのつなぎの支援会議が機能している自治体もある。法定健診以外の独自の健診等では、5歳児相談を実施している自治体がある。

相談支援ファイルを作成している自治体は増えているが、母子健康手帳交付時に交付している自治体、個別の支援計画として障害福祉課が作成している自治体、教育委員会が作成している自治体など、作成、交付の形態は様々である。

幼稚園、保育所における支援が必要な子どもの実態把握については、保健師による訪問、観察の他、教育支援相談員による定期的な巡回相談を行っている自治体もある。幼児ことばの教室が支援を行っている自治体もある。

○就学相談・就学先決定に関すること

就学相談については、それぞれの自治体の特性に応じたシステムができています。相談の担当者として教育委員会の職員の他に福祉部局の職員が参加している自治体もある。母子手帳とともに相談支援ファイルを配布したり、小学校の見学会を設けたりして保護者が就学に向けての意識を高める工夫をしている自治体もある。

就学時健康診断については、就学に関する相談は既にすんでいて、純粹に健康診断の

場としている自治体は多い。

就学先決定については、多くの自治体で就学指導委員会と保護者の相談により決定される仕組みがとられている。学校教育法施行令の一部を改正する政令では、市町村の教育委員会が総合的な観点から就学先を決定する仕組みが示されたが、現状では、保護者の出した結論で決まるとした自治体も少なからずある。

○地域資源の活用に関すること

専門家チームや巡回相談員など、相談体制については各自治体の実態に応じた工夫が見られる。特別支援学校のセンター的機能については、何らかの支援サービスが提供可能な特別支援学校が近隣にあるかどうか、都道府県立学校と市町村立学校の設置者の連携状況によっても活用状況は左右される。特別支援学級教員を巡回相談のスタッフとして活用している自治体もある。

学校間連携、域内の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）については、小学校間、中学校間、小学校と中学校との連携、自治体により取組状況は異なっている。特別支援学校や通級指導教室が小・中学校への支援を行う取組も含めて、スクールクラスターとして考えている自治体もあり、捉え方の整理は今後の検討課題である。

放課後支援も喫緊の課題である。放課後児童クラブの活用が多く、障害福祉による放課後デイサービスを行っている自治体もあるが十分とはいえない。

○学校組織の充実、校内支援体制に関すること

校内委員会等の組織率はどの自治体も高いが、共通に支援体制の充実を課題として挙げている。支援員等の人材活用も予算を確保し、積極的に進めている自治体が多いが、学校の要望には満たない状況にある。

特別支援学級や通級指導教室における個別の指導計画の作成については、すべての自治体で積極的に取り組まれている。通常の学級についても作成している自治体がある。今後、合理的配慮についても個別の指導計画での立案、作成が望まれると思われる。

○教育の専門性に関すること

教育の専門性に関するビジョンと取組については、インクルーシブ教育システムを意識して特別支援教育を推進している自治体もある。特別支援学級担当者の専門性の確保が多くの自治体で急務となっている。

教職員人事のシステムも特別支援学校と小・中学校において人事交流を実施している自治体もあるが、支援員等の配置も含め計画的に行われている自治体は1/3である。

専門性向上のための研修については、市町村レベルでも開催している自治体は多いが、コーディネーターや特別支援学級担当者など専門職員を対象とする研修講座が中心で、一般の教員を広く対象とした特別支援教育関係の研修会は十分とはいえない。

2. 平成 25 年度文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業 「モデルスクール」への合理的配慮等に関する実地調査

(1) 目的

インクルーシブ教育システム構築モデル事業は、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある子どもに対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）を活用した取組の実践研究を行い、その成果を普及するものである。

モデルスクールは、各学校の設置者及び学校が、障害のある子どもに対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を蓄積するとともに、適切な「合理的配慮」のための校内体制の整備等について実践研究を行う。

合理的配慮と基礎的環境整備に関する学校・地域における取組の現状と課題について把握することを目的とした。

(2) 方法

- ・調査地域 平成 25 年度文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業

「モデルスクール」実施 12 校（幼稚園 1、小学校 9、小中学校 1、高校 1）

青森県三戸町立三戸小中学校 茨城県取手市立取手小学校

千葉県印西市立内野小学校 新潟県三条市立三条小学校

新潟県長岡市立富曾亀小学校 和歌山市立野崎小学校

和歌山市立和歌浦小学校 徳島県勝浦町生比奈小学校

佐賀市立本庄小学校 札幌市立栄小学校

島根県出雲市立中央幼稚園 富山県立志貴野高等学校

- ・調査対象 「モデルスクール」事業関係者
- ・調査方法 調査書による聞き取り調査及び授業参観（研究員 2 名 1 組で担当）
- ・調査時期 平成 25 年 11 月～12 月
- ・調査内容 以下の通り

1. 対象児童生徒等の実態・学習状況
2. 対象児童生徒等の学校における基礎的環境整備の状況
3. 対象児童生徒等への合理的配慮の実際
4. 課題と考えていること

(3) 結果と考察

学校における合理的配慮と基礎的環境整備について、文部科学省モデル事業の実施報告書の内容に合わせて実地調査を行った。基礎的環境整備は 8 項目、学校における合理的

配慮は 11 項目について、報告書では項目ごとに内容を整理することになる。

以下は、本事業における取組の成果と課題として挙げられたものである。

<成果>

- ・外部の専門家からの指導・助言など対象児童の指導・支援を複数の者で定期的に検討することができた。
- ・特別支援学級や通級指導教室が個別的な指導にかかわり、また合理的配慮協力員等が学級担任への支援を行うなど、役割分担により支援体制ができてきた。
- ・個別の指導計画及び個別の教育支援計画を綿密に立てることができた。
- ・対象児童に必要な配慮や支援が、他の児童にとっても有効な手だてとなった。
- ・交流級で生活する時間を多く設定してきたことにより、まわりの児童とのかかわりが増えてきている。また、対象児童も意思表示ができるようになってきている。
- ・保護者の同意を得て事業をはじめたことで、学校と保護者が支援策を共有していこうという意識が高まった。
- ・特別支援学校のノウハウを生かすことで、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を見直すことができ、指導・支援に役立てることができた。
- ・対象児童が積極的に活動する機会を設け、教師が適切な支援を行うことにより、自信を持って活動する場面が増えている。

<課題>

- ・特別な支援や配慮が必要な児童は対象児童以外にも多く在籍している。校内体制として一人一人に対する合理的配慮をどのように実践していけばよいか模索中である。
- ・教員の ICT 等の教材活用には研修が課題である。
- ・知的障害があるためすべての学習内容を交流級で学ぶことは難しい。学年進行とともに理解や参加が難しいものも増えてきているので、特別支援学級における個別指導との効果的な組み合わせが課題である。
- ・丁寧なアセスメントをもとに適切な目標を立て、実践し、評価することを継続的に行う必要がある。そのための特別支援学校との連携、校内の共通理解が重要である。
- ・予算も人も多い特別支援学校における合理的配慮と小・中学校等における合理的配慮とは同じレベルで考えることは難しい。
- ・環境による保育や一人一人の発達に応じた保育を行う幼稚園等では、特別支援教育の視点と幼稚園等における保育の視点との判断が難しい面がある。
- ・合理的配慮協力員は特別支援教育の専門家である。今後、合理的配慮協力員がいなくなった場合が懸念される。
- ・通常の学級における交流及び共同学習において、特別支援学級で身につけた力を発揮して活動に参加するために、更なる学習内容の変更・調整の検討が必要になる。
- ・対象児童にとって必要な変更・調整と他の児童の学習活動にも役立つ配慮との関係がよくわからない。

調査した学校では、実際に行っている配慮がどの項目にあてはまるのか苦慮している様子が多く見られた。同じ一つの配慮事項でも、目的や設定の仕方により複数の項目にあてはまることも出てくる。

校内支援体制が整備されている学校では、合理的配慮として考えられる項目が、学校全体のユニバーサルデザインとして進められており、基礎的環境整備に当たる状況になっていた。ある児童生徒等への合理的配慮から始まり、学校全体の取組として他の児童生徒等への支援・配慮にもなる場合には、基礎的環境整備になりうることである。学校全体の基礎的環境整備にも当たるとしても、一人一人の児童生徒等に対する合理的配慮を行うことから始まったとすれば、まず合理的配慮としておさえた上で、それが学校全体の基礎的環境整備にもなるという捉え方でよいと考えられるが、今後、捉え方については整理していく必要がある。

3. 平成 25 年度文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業 モデル地域「スクールクラスター」に関する実地調査

(1) 目的

本事業は、スクールクラスター（域内の教育資源の組合せ）の効果的な活用や、スクールクラスターの適正な規模の設定に関して実践研究を行うとともに、スクールクラスターを活用した「合理的配慮」の提供について実践事例を蓄積・普及し、もって、スクールクラスターを活用した取組の充実及び児童生徒等一人一人の状態や教育的ニーズに応じた「合理的配慮」を提供するという事業である。

スクールクラスターは、インクルーシブ教育システム構築に向けて、地域における体制づくりに重要な観点となる。モデル地域では様々なスクールクラスターのデザインが考えられており、その取組状況を調査することにより、今後の在り方を検討するに当たり、取組の多様性について共通理解を図ることを目的とする。

(2) 方法

- ・調査地域 平成 25 年度文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業
「スクールクラスター」実施 12 地域

青森県弘前市 宮城県石巻市 千葉県佐倉市 東京都国立市
神奈川県藤沢市 新潟県上越市 長野県岡谷市 兵庫県芦屋市
兵庫県伊丹市 宮崎県（都城北諸県地区、宮崎県宮崎東諸県地区）
鹿児島県奄美市

- ・調査対象 市町村教育委員会「スクールクラスター」事業担当者
- ・調査方法 モデル事業の実施報告書による聞き取り調査
- ・調査内容

1. スクールクラスターの取組状況

2. 合理的配慮及び基礎的環境整備に関する実施状況

(3) 結果と考察

調査地域の取組状況の概要は、以下の通りである。

＜弘前市＞中学校区単位でエリアを構成し、エリア内のリソースを共有したり、広域のリソースを活用したりして、児童生徒等への合理的配慮を提供する。学びの協力員（合理的配慮協力員）をニーズに応じて学校に派遣し、配慮を要する児童生徒等に関する相談、通常の学級・特別支援学級等の担任への指導・助言、校内研修の講師、保護者や医療機関等との連携協力に関する相談等を行っている。

＜石巻市＞指定地区で特別支援教育コーディネーター連絡協議会を起ち上げ、定期的に情報交換の場を設定することにより、各校の指導を振り返り、支援方法のヒントをつかむ等、児童生徒への支援についての理解を深めている。学校間の連携を深めるツールとして、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式の統一が図られている。

＜佐倉市＞専門的な知識をもつ人材を学校支援コーディネーターとして雇用し、学校支援を行うことで、在籍学級と通級指導教室、在籍校と通級指導教室、小学校と中学校等における多様な学びの場づくりを行う。また、教育センター及び言語障害通級指導教室にセンター的機能を持たせ支援の充実を図っている。

＜国立市＞教員免許を有する特別支援教育指導員を各校1名ずつ配置し、通常の学級に在籍する児童の個別の指導計画に基づいて、ニーズに応じた支援を行う。エリア内には、巡回特別支援教育指導員を配置し、エリア内の支援活動状況を把握するとともに、必要に応じて学校配置の特別支援教育指導員に指導・助言を行う。さらにそれらの活動が充実するために合理的配慮協力員を配置するなど、階層的な人的配置を行っている。

＜藤沢市＞通級指導教室を新たに開設し、市内の小学校の児童の教育的ニーズを把握し、対象児童及び在籍する学校に対し適切な支援を行う。通級による指導を受けている児童については、在籍校に通級指導教室担当や臨床心理士を派遣し、適切な指導に関するコンサルテーションを行う。また、市内全小・中学校にスクールカウンセラーが派遣され、児童生徒や保護者、教職員の相談を受けている。

＜上越市＞「多様な学びの場」の充実と連携のためのエリアごとの研修・支援体制として考え、巡回相談事業、就学相談事業、授業のユニバーサルデザイン化推進モデル事業により学校支援を行う。特に巡回相談については、各エリアにおいて通級指導教室担当教員、専門性の高い小・中学校の特別支援学級教員、特別支援学校教員（知的障害・肢体不自由）を学校に派遣し、各校内の支援体制の整備を図っている。

＜岡谷市＞子ども総合相談センターに専門カウンセラー（合理的配慮協力員）を配置し、教育相談や発達検査の実施、関係機関との連携、教職員への研修・助言、保護者への支援等を行い、新たに開設した通級指導教室の担当教員、特別支援学校の教員等との

チーム体制で支援を行っている。また、副学籍による交流及び共同学習によりともに学ぶ機会の拡大を図る仕組みを導入している。

＜芦屋市＞地域の諸機関による機関間クラスターの全体像をつくり、その下で中学校区での学校間クラスター、学校内での校内クラスターの3つのレベルで考えている。学校間クラスターについては県立特別支援学校のセンター的機能がその役割を果たし、巡回通級等の学校支援、交流、相談、研修を行っている。また、小学校での校内クラスターとして、特別支援学級の「学習支援室」への転換が実践されている。

＜伊丹市＞教育委員会、総合教育センター、市立特別支援学校の巡回相談と、地域に密着した通級指導教室の巡回相談を一体化し、学校支援を行っている。また、市内全校に特別支援学級が設置されており階層的に児童生徒等への支援を行っている。特に域内の資源として通級指導教室が重要な役割を担い、対象児童生徒のいる学校において巡回相談として個別的な指導も行っている。

＜奄美市＞地区ごとに小・中連絡会を開催し、学習態度に関する共通実践の確認や、不登校や特別な支援を必要とする児童の確認、就学指導の在り方について協議する。また、市支援検討委員会を定期的で開催することで、合理的配慮についての情報を共有化し、各学校における支援体制づくりの構築についての検討が進められている。

＜宮崎県＞県内を障害福祉圏域に基づいたエリアに分け、幼稚園、保育所等、小・中学校、高等学校等それぞれの校内支援体制の充実、及びそれらをつなぐ一貫した地域支援体制の構築を図るためのエリアサポート構築事業を進める。特別支援学校のチーフコーディネーターと小・中学校の拠点校に配置したエリアコーディネーターが巡回相談しながら、合理的配慮にかかわる支援を行う取組を行っている。

スクールクラスター（地域の教育資源の組合せ）については、新しい概念であるため、モデル事業を実施している地域においても様々な取組が見られた。今回訪問した地域では、地域の教育資源として、人材の活用、教育の場の活用、既存の機能の拡充などを中心とした取組、また、それらを組み合わせた取組がなされている。基本的には、合理的配慮の提供が必要な児童生徒等に対して、各学校が校内における支援体制だけでなく、地域の教育資源（スクールクラスター）を活用し、対象となる児童生徒等に対する支援を充実させることができる体制づくりを進めている。

スクールクラスターの考え方については、一律に固定的に捉えるよりも、各学校が地域の教育資源を柔軟に活用できる仕組みを広くスクールクラスターと捉える方が取り組みやすいと思われる。しかし、このことは、文科省のモデル事業の進捗状況も情報収集しながら検討していく必要がある。

4. 体制づくりに重視すべき内容の検討（現状と課題の把握）

体制づくりに重視すべき内容の検討に当たり、モデル事業の実施地域・学校への実地調査における調査内容、及びモデル事業報告書の内容等を参考として、「行政の組織運営」、「早期相談・支援体制の整備」、「就学相談、就学先決定の仕組み」、「多様な学びの場・交流及び共同学習」、「地域資源の活用」、「個別の指導計画、個別の教育支援計画」、「教育の専門性向上」、「支援の連続性」の8つの視点をおさえておくべき内容として、その現状と課題を把握した。

（1）行政の組織運営

【現状と課題】

出生から学校教育そして就労へと早期から成人期に至るまで、障害の特性等に応じた一貫した指導・支援ができるためには、子どもの成長記録や指導・支援内容等に関する情報が、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関において共有され、有効に活用されることが望まれる。特別支援教育の推進とともに、関係機関の連携の必要性、重要性については認識されてきており、各自治体においても様々な連携の工夫がなされている。

しかし、行政組織は基本的に各事業、業務の分担により運営されているため、会議や資料等において情報の共有化は図られるものの、関係部局間連携の下、協働で事業や業務を遂行するシステムにはなりにくい面がある。インクルーシブ教育システムの構築に向けては、特に早期発見・早期支援から就学後の支援へのつながりが重要になる。関係部局間の連携を円滑に進める工夫として、例えば、母子保健担当課と教育委員会等、子どもに関する施策窓口を一元化している自治体がある。また、一元化はしていないものの情報共有や引き継ぎ等が円滑に行われるための定例会議等の仕組みを整えている自治体などもある。

人口規模の小さい自治体ほど、顔が見える支援体制が可能であり、子どもに関する情報の共有化がされやすいため、関係機関が協働する仕組みをつくりやすい。人口規模が大きくなるほど組織的な取組が重要になる。ただ、窓口を一元化するだけでなく、どう機能的にそして効果的に協働していくかも課題であると思われる。

（2）早期相談・支援体制の整備

【現状と課題】

早期からの相談支援の場としては、市町村の母子保健担当、医療機関、療育機関が挙げられる。支援の必要な子どもや保護者に対し早期から支援ができるように、それぞれの機関が機能を強化すると同時に緊密な連携体制を取ろうとしている。

支援の必要な子どもやその保護者が出会う最初の相談支援の場は、母子保健担当であることが多い。母子保健担当は母子手帳交付時から保護者と出会い、必要に応じて妊娠

中から保護者の支援を開始している。また、保健師が担当地域をもち、必要に応じて電話や家庭訪問による相談を実施している。母子保健法に基づく乳幼児期の健診には1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査があるが、市町村によってはこれらに加えて独自の健診を実施している。健診において保護者への質問紙に障害の発見につながる内容を加えたり、療育の専門家による観察や相談を行ったりするなど工夫が見られる。また、健診後にフォローアップグループや個別面接を実施し保護者の相談に応じている。

健診で特別な支援が必要であると判断された子どもや保護者は療育機関で専門的な支援を受けることになる。親子での通園、単独での通園、幼稚園・保育所との併行通園など、子どもの実態に応じた支援がなされている。療育は福祉の機関であるが、市町村によっては幼児ことばの教室や幼稚園ことばの教室を設置し教育の領域で相談支援を行っているところもある。これらは幼児期の通級指導教室とも言えるもので、幼稚園・保育所に通っている子どもを対象に相談支援を行っている。

幼稚園・保育所入園後には、園の保育者が、観察を行い支援が必要だと思われる幼児に支援を試行しながら、成長を確認し特別な支援の必要性の有無を検討している。必要に応じて療育センターや医療機関など専門機関を紹介し、それらの機関の診断、評価を参考にしながら日常の保育に特別な支援を組み入れている。また、市町村によっては、5歳児相談等を実施し、満5歳前後である年中組の子どもたちを対象に、特別な支援の必要性を発見し保護者との相談を実施している。5歳児相談時の結果と約1年後に実施される就学時健診時の相談の結果を合わせて就学先決定の相談をしている場合がある。

このような各機関での支援をつなぐ取組が行われている。その代表的なものとして相談支援ファイルがある。子どもに関する情報が書き込まれたり綴じ込まれたりして一元的に管理できるものであり、保護者が所持し活用するものである。このファイルによって、保護者は新しい機関等に行くたびに生育歴や受けてきた支援を説明する必要がない。また、機関ではこれまでの支援内容・方法を参考にすることができる。

各機関の連携として、母子保健による健診の場に療育や教育の担当者がスタッフとして参画し相談支援をすることも行われている。このことにより一貫した相談支援がしやすい体制ができている。

(3) 就学相談、就学先決定の仕組み

【現状と課題】

就学相談を充実させるためには、早期からの支援を行う機関へ学校教育の情報提供とともに、対象となる子どもの情報共有が重要である。今回の調査では、個別の支援計画等（「〇〇ファイル」「◇◇手帳」など）を用意し活用している自治体が複数あった。配布する対象は様々であるが、人口規模の小さい自治体では全戸配布するところもあった。また、就学相談の実施については、本人・保護者、教育委員会、学校の三者で行う自治体がある一方、福祉関連部局の職員が加わって行うところも見られた。福祉関連部局と

の顔の見える連携は、対象児の情報共有が容易にできることとともに、就学直後のフォローアップに際しても大切である。

就学先については、人口規模の小さい自治体は就学時健診を行う前にほぼ決定しているところが多かったが、人口規模の大きい自治体では、就学時健診後の情報を連携して共有しているところがあった。就学先決定における保護者との合意形成について、就学時健診前に就学先が決定している自治体では単純に「保護者の意見を尊重する」「確認する」と答えたところが多かったが、そうでないところでは、「就学指導委員会の判断を保護者に伝えようで合意形成を図る」や、「就学指導委員会と保護者の相談で決定する」という回答があった。子ども一人一人のニーズを漏らさず把握し、保護者とともに就学先を考えるためには早期からの相談支援が必要であり、その点では人口規模の小さい自治体にネットワークの良さが見られる。

就学後のフォローアップについては、新1年生の学校生活等を観察する取組が人口規模とは関係なくいくつかの自治体で実施されている。その結果、最初の年に学びの場の変更を実際に行った自治体もあった。また、保護者への支援については、教育委員会等と福祉関連部局が連携してそれぞれ行っている。就学に関する情報提供のため、教育相談を開始する対象児童の年齢の引き下げをしている自治体も複数あった。

個別の支援計画の作成と機関間連携等で情報の共有を図り、就学相談を円滑に進めていると思われるのは、主に人口規模の小さい自治体であった。ただし、人口規模の大きい自治体であっても、現在、機関間連携と情報共有のための様々な試みがなされている。

(4) 多様な学びの場・交流及び共同学習

【現状と課題】

地域内の教育資源（幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室）それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）により、域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域の実情に応じたインクルーシブ教育システムを構築することが求められる。各地域の教育資源を用いて、子どもにとって柔軟な「学びの場」を検討する仕組みを作る必要がある。発生頻度が比較的高い障害（発達障害、言語障害等）では、市町村内での仕組みの工夫が重要となるが、発生頻度が比較的低い障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等）では教育資源や専門性を広い地域で共有する必要があり、都道府県教育委員会と市町村教育委員会、両者の連携の円滑化を図ることが求められる。この項目についての調査では、幼保一小や小一中の連携、域内の特別支援学級の合同行事開催、学校種を超えた合同研修会の開催等、様々な工夫が見られたが、「域内の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）」という新しい考え方については調査した市町によって理解がまちまちで、まだ共通概念として確立していない印象も受けた。

域内の教育資源の組み合わせを進める際、特別支援学校のセンター的機能の活用とともに、交流及び共同学習の推進の形をとることが考えられる。交流及び共同学習については、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある子どもにとっても障害のない子どもにとっても、共生社会の形成に向けて大きな意義を有する。多くの地域では、特別支援学校と小・中学校間の交流及び共同学習や、特別支援学校に在籍する子どもの居住地校交流を行っていたが、中には「特別支援学校が居住地から遠隔地にあるために実施が困難で、市内への分校設置を要望している」というケースもあった。また、居住地校交流が「小学生段階のみで実施されている」、「行事的に実施されている」という報告も多く、教育課程への位置づけなどの計画的・組織的な取組、中学生・高校生段階での取組については、更なる推進が必要であることがうかがえた。

（５）地域資源の活用

【現状と課題】

インクルーシブ教育システムにおいては、就学前から引き続き、個々の教育的ニーズに応じて地域資源を有効に活用して適切な指導と支援を行うことが重要である。

まず、特別支援学校のセンター的機能以外の地域資源の活用については、専門家チームや巡回相談員、特別支援教育アドバイザー、教育支援相談員等の活用が見られた。それらの一部を特別支援学校教員が担っていることも多いようであった。また、教育だけでなく、療育機関や部局を超えた組織等や特別支援教育連携協議会等に多くの専門職が参加している場合も見られた。併せて、市内のみならず、県の教育事務所等が近隣の市町を含めて情報交換を促しているところもあった。

次に、特別支援学校のセンター的機能については、積極的に活用されている又は地域の核となっている地域もあれば、ほとんど活用されていない又は言及されていない地域もあり、地域差が見られた。形態や内容としては、特別支援学校から小・中学校等に向いたり、逆に特別支援学校を訪れたりするほか、電話やメールでの相談、研修会開催やその他の情報提供等が見られた。また、センター的機能の認知度については、小・中学校内の特別支援教育コーディネーターほど学級担任は高くないという指摘もあった。センター的機能の活用状況を検討するには、その前提として、①当該市町村に対して何らかの支援サービスを提供可能な特別支援学校があるかどうか、②当該市町村で必要とされた事例の障害種別或いは、市町村が行いたい事業に関するサービス内容を提供可能な特別支援学校があるかどうか、といった情報をさらに収集する必要があると考えられた。

地域資源の活用については、次のような視点でのさらなる検討も必要と考えられる。単独で動いているか、ネットワークのもとでの調整の上で動いているか、学校から直接アクセスをするか、或いは市町村教育委員会等の窓口を通して依頼されるシステムになっているか、設置者や分野の異なる資源間の連携状況はどうなっているか、国や

都道府県等による各資源の活動への支援がなされているか等である。

（６）個別の指導計画、個別の教育支援計画

【現状と課題】

個別の指導計画は、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室に通級する児童生徒のほぼ全員について作成されている。また、通常の学級に在籍する支援の必要な子どもについても作成している学校がある。まだ少数であるが、幼稚園、保育所等においても作成している例が見られた。個別の指導計画への記載内容や記載方法について検討したり、様式を統一したりする動きも見られた。

個別の教育支援計画は、個別の指導計画よりも作成されている割合が少ない現状がある。しかし、相談支援ファイルとして早期からの子どもの姿や支援内容を記し保護者が保管、活用する例が各地で見られた。また、個別の教育支援計画を保護者とともに作成しそれを記録媒体（CD）に記録し、毎年更新していく取組をしている地域がある。こうした取組は生涯にわたる一貫した支援の実現に向けて重要である。

以上のような現状を踏まえ、以下のような課題があると考えられる。通級指導教室に通級する児童生徒については、通級指導教室で個別の指導計画を作成し在籍の通常の学級と共有することが一般的である。しかし、通級指導教室に通級する児童生徒は通常の学級に在籍する子どもであることから、通常の学級における子どもの学習や生活を対象とした目標を個別の指導計画に盛り込んでいくことが適切であると考えられる。

インクルーシブ教育システムでは、個別の指導計画に、一人一人の子どもの合理的配慮について記載されることが適切であると考えられる。また、各学年や年齢における合理的配慮について個別の教育支援計画に記録し引き継いでいくことが一貫した支援を行う上で重要であり、こうした取組が行われていくことが期待される。

個別の教育支援計画は、生涯にわたる一貫した支援を実現するための計画のうち主として教育におけるものであるが、幼稚園入園前の段階や保育所、療育機関等において個別の支援計画を作成している場合がある。個別の教育支援計画の作成に当たっては個別の支援計画との連続性を考慮する必要がある。また、両者の様式の統一も検討する必要がある。このためには行政における担当間の連携調整が必要である。

（７）教育の専門性向上

【現状と課題】

教育の専門性に関しては、課題を持っている自治体が少なくない。特別支援教育を積極的に推進している市町村であっても、特別支援教育に関する専門性の向上や通常の学級における授業改善等は急務となっており、特別支援学校や通級指導教室の担当者数の増加に伴い、専門性の向上が課題となっている地域もある。また、特別支援学校教諭免許状の取得者が少なく、力量のある教員に頼っている地域もある。さらに、特別支援教

育支援員を計画的に増員することが課題となっている地域は少なくない。

こうした現状の中、教育の専門性を向上させるための方策として、各地で研修が行われている。特別支援教育に関する研修会については、市主催で開講されている所も少なくない。特別支援教育に関する基礎的な内容の講座、特別支援教育コーディネーター向け講座、特別支援教育支援員向け講座、就学相談に関わる講座等が挙げられる。また、県の教育委員会や地域の医療・福祉関係機関が主催する研修に教員が参加している場合もある。さらに、校内での研修が充実しているところもある。

(8) 支援の連続性

【現状と課題】

地域における体制づくりでは、子どものライフステージに応じて、成長記録や指導内容等に関する情報が、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関において共有され、支援体制が充実することが求められる。これらはステージごとに横の連携を密にした体制整備ということになる。加えて、子どもへの支援体制は、ステージごとに充実するだけでなく、次のステージへと引き継がれていかなければならない。学校教育においては、保育所・幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、大学等における支援の連続性、そして就労の段階以降も地域の中で支援体制が整備されていくことが望まれる。縦の連携の体制整備である。

行政の組織体制では、支援を必要とする者への窓口等が各ステージでばらばらではなく、どこに相談しても必要な関係部局がすぐに対応できる体制づくりが望まれる。そのためには、関係部局間で情報が共有化されやすい体制づくりが必要となる。特に、出生から就学前、学校に就学後、そして卒業後の就労段階では主としてかかわる関係部局が異なってくることから、情報を引き継ぎ、必要な支援がすぐに提供できる仕組みをつくることが重要である。例えば、早期の相談支援ファイルが、個別の支援計画、個別の移行支援計画等の各ステージで活用しているツールとうまくつながることはもちろん大切だが、長期的な視野を持ち、地域における子どもの将来像が描けるよう、支援を行う者同士が情報を共有化する時間と場を積極的に設けることも大切である。